

## 第5章 重点整備地区および生活関連施設・経路

### 5-1 重点整備地区

高齢者や障がい者等が安全に日常生活を送れるよう、市全体のバリアフリー化を推進していくことが必要ですが、まずはバリアフリー法に基づき、旅客施設の周辺など、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積する地区を「重点整備地区」として設定し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進します。

重点整備地区として定める地区の要件は以下のとおりとなっています。

#### ◆重点整備地区の要件

- ・生活関連施設を含み、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ・生活関連施設および生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ・バリアフリー化を重点的・一体的に行うことが、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切である地区
- ・境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要
- ・面積が約 400ha 未満の地区

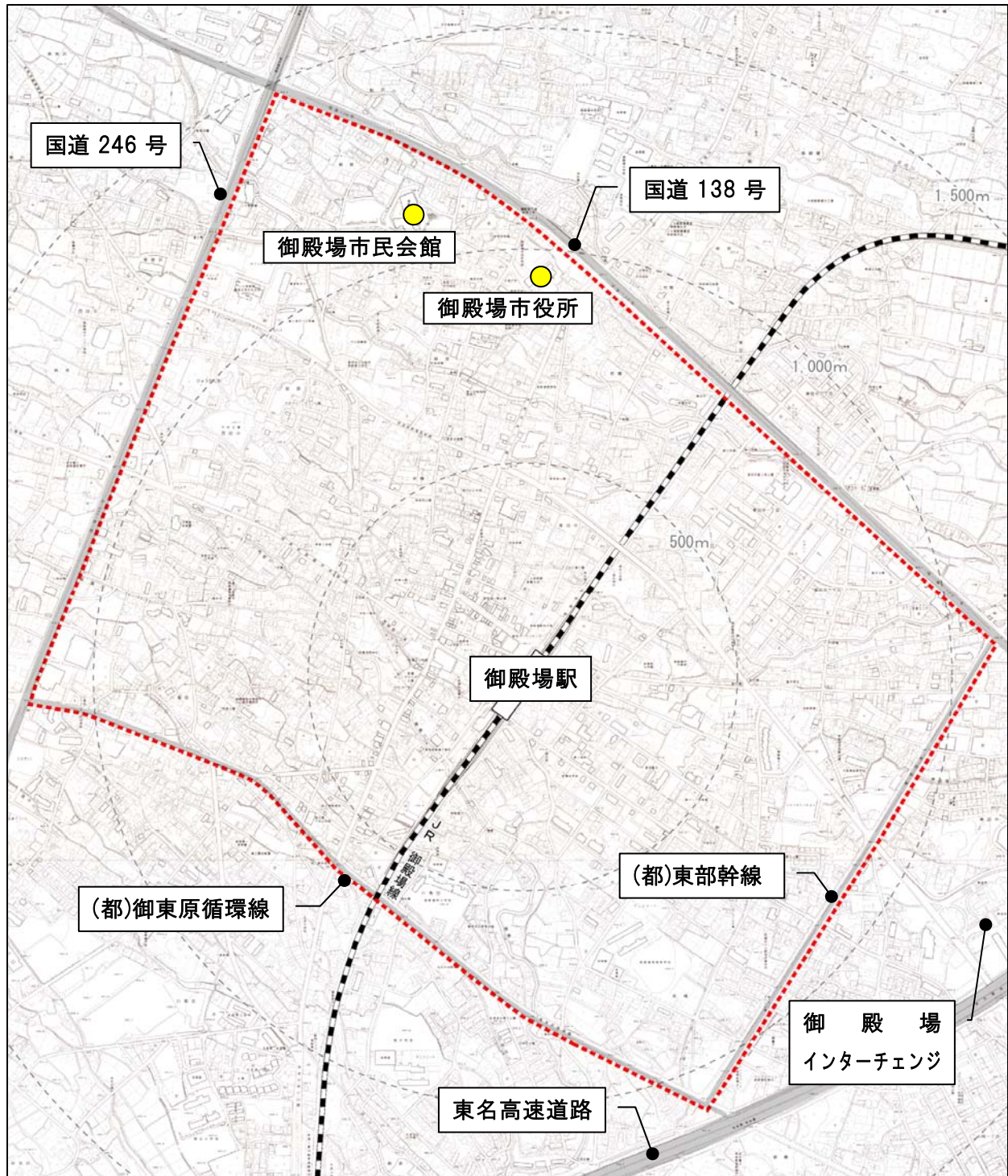


#### ◆本基本構想 重点整備地区の設定根拠

- ・御殿場駅周辺は、公共施設のほか、不特定多数が利用する 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物が集積している。
- ・市の中心市街地であり、観光の玄関口となる地区である。
- ・市民の意向調査の結果で歩行空間や建築物に対して、バリアの存在を多数指摘された。

以上より、御殿場駅からの徒歩圏である、御殿場駅を中心とした約 1 km の範囲を重点整備地区として設定します。地区は、P 40 図 5-1 重点整備地区範囲図に示す、国道 246 号および国道 138 号、(都)東部幹線、(都)御東原循環線で囲まれた約 280ha のエリアとします。

なお、重点整備地区以外のバリアフリー化方針は P 72 「6-2 市全域への展開に向けた取り組み」で記述しています。



〈図 5-1：重点整備地区範囲図〉

## 5-2 生活関連施設・経路

### 5-2-1 生活関連施設

生活関連施設とは、重点整備地区内にある施設で、不特定多数の人が利用する施設、または高齢者、障がい者等がよく利用する施設のことをいいます。

本基本構想では、生活関連施設を設定する際の要件を次のとおり定めました。

#### ●本基本構想における生活関連施設の要件

##### 1. 公園や官公庁等の公共公益施設

公園や官公庁等の公共施設は、常時多くの市民が利用していることが想定され、率先してバリアフリー化を行う必要があります。

※ただし、重点整備地区外であっても、市役所支所は地域住民にとって重要な施設であることから、当該施設および周辺道路等に関するバリアフリー化の方針を定めます。

##### 2. 面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物

床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物は、建築等を行う際にバリアフリー化基準への適合を義務付けられています。

##### 3. 御殿場駅周辺の 500 m<sup>2</sup>以上の特定路外駐車場

駐車場の面積が 500 m<sup>2</sup>以上で、利用に際して駐車場金を徴収する駐車場（特定路外駐車場）は、建築等を行う際にバリアフリー化基準への適合を義務付けられています。

※静岡県福祉のまちづくり条例（以下、「県条例」という。）では以下に示す施設についてバリアフリー化基準を定めています。今後は、県条例に基づき、公共的施設の新築等を行う際の基準への適合はもちろんのこと、既存の施設についても県条例の基準に適合するよう目指していきます。

〔参考〕 県条例においてバリアフリー化基準を定める施設（公共的施設）一覧

#### 1 建築物

|   | 公共的施設               | 特定公共的施設                                              |
|---|---------------------|------------------------------------------------------|
|   | ※不特定かつ多数の者の利用に供する施設 | ※公共的施設のうち、新築等を行う場合の届出義務がある施設                         |
| 1 | 社会福祉施設              | すべてのもの                                               |
| 2 | 医療施設                | 公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が 300 平方メートル以上のもの |
| 3 | 官公庁施設               | すべてのもの                                               |

|    |                  |             |                       |
|----|------------------|-------------|-----------------------|
| 4  | 教育施設             | 学校等         | すべてのもの                |
|    |                  | 専修学校、各種学校   | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
| 5  | 文化施設             |             | すべてのもの                |
| 6  | 宿泊施設             |             | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
| 7  | 娯楽施設             |             | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
| 8  | 集会施設             |             | すべてのもの                |
| 9  | 展示施設             |             | 用途面積が1,000平方メートル以上のもの |
| 10 | スポーツ及びレクリエーション施設 |             | 用途面積が1,000平方メートル以上のもの |
| 11 | 環境衛生施設           | 公衆浴場        | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
|    |                  | 公衆便所、墓地、火葬場 | すべてのもの                |
| 12 | 公益事業を営む店舗等       | 郵便局等        | すべてのもの                |
|    |                  | 公益事業を営む店舗等  | 用途面積が300平方メートル以上のもの   |
| 13 | 金融機関の店舗          |             | 用途面積が300平方メートル以上のもの   |
| 14 | 物品販売業を営む店舗       |             | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
| 15 | 飲食店等             |             | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
| 16 | サービス業を営む店舗       |             | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
| 17 | 自動車車庫            |             | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
| 18 | 自動車教習所等          |             | 用途面積が500平方メートル以上のもの   |
| 19 | 複合施設             |             | 用途面積が1,000平方メートル以上のもの |
| 20 | 共同住宅等            |             | すべてのもの                |
| 21 | 地下街等             |             | すべてのもの                |
| 22 | 事務所              |             | 用途面積が2,000平方メートル以上のもの |
| 23 | 工場               |             | 用途面積が2,000平方メートル以上のもの |

## 2 公共交通機関の施設

| 公共的施設 | 特定公共的施設 |
|-------|---------|
| 旅客施設  | すべてのもの  |

## 3 道路

| 公共的施設                      | 特定公共的施設 |
|----------------------------|---------|
| 道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。） | すべてのもの  |

## 4 公園等

| 公共的施設                                                                                                                                          | 特定公共的施設 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 都市公園<br>(2) 児童遊園<br>(3) 港湾環境整備施設である緑地<br>(4) 博物館又は動物園、植物園<br>(5) (1)から(4)までに掲げる公共的施設以外の公園、緑地、動物園、植物園、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が2,500平方メートル以上のもの | すべてのもの  |

## 5 建築物以外の路外駐車場

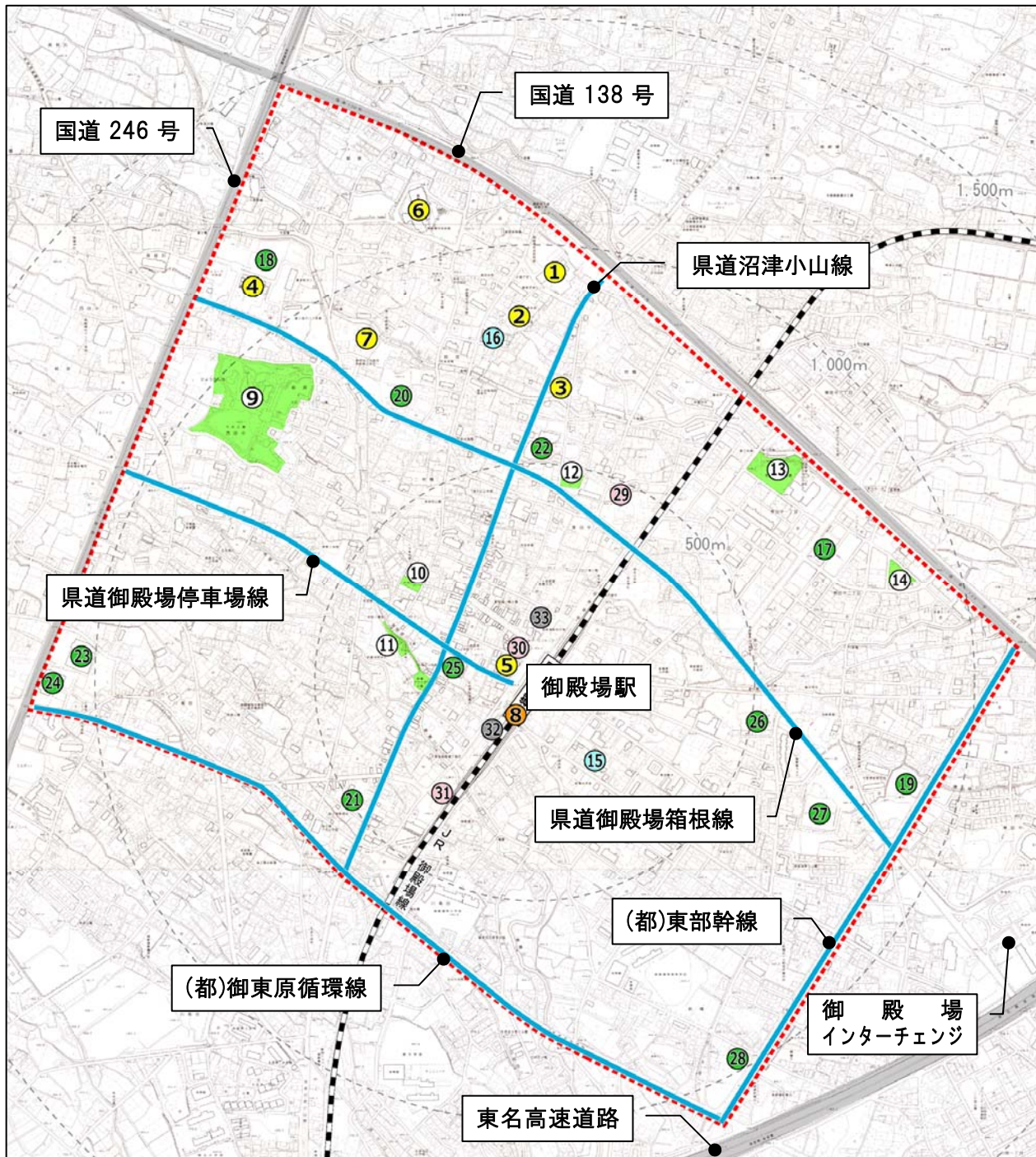
| 公共的施設             | 特定公共的施設                        |
|-------------------|--------------------------------|
| 路外駐車場（機械式駐車場を除く。） | 自動車の駐車に供する部分の面積が500平方メートル以上のもの |

【生活関連施設一覧】

| 施設の区分      | 施設名 |                 |
|------------|-----|-----------------|
| 公共・公益施設    | ①   | 御殿場市役所          |
|            | ②   | 御殿場地域振興センター     |
|            | ③   | 御殿場郵便局          |
|            | ④   | 御殿場農協本店         |
|            | ⑤   | BE-ONE ビル       |
|            | ⑥   | 御殿場市民会館         |
|            | ⑦   | 御殿場市立図書館        |
| 旅客施設       | ⑧   | 御殿場駅            |
| 公園         | ⑨   | 中央公園            |
|            | ⑩   | 新橋公園            |
|            | ⑪   | 新橋せせらぎ公園        |
|            | ⑫   | 馬車道公園           |
|            | ⑬   | 東田中富士見公園        |
|            | ⑭   | 鮎沢公園            |
| 保健・医療・福祉施設 | ⑮   | 富士病院            |
|            | ⑯   | ベストライフ御殿場       |
| 商業施設       | ⑰   | マックスバリュ         |
|            | ⑱   | カインズホーム         |
|            | ⑲   | キミサワ            |
|            | ⑳   | オギノ             |
|            | ㉑   | エピ・スクエア         |
|            | ㉒   | サンサンプラザ         |
|            | ㉓   | エディオン           |
|            | ㉔   | フードストアあおき       |
|            | ㉕   | ヌマヤ             |
|            | ㉖   | ケーヨーデイツー        |
|            | ㉗   | ジャンボエンチャー       |
|            | ㉘   | ノジマ             |
| 宿泊施設       | ㉙   | ホテルセレクトイン富士山御殿場 |
|            | ㉚   | ホテル御殿場館 21      |
|            | ㉛   | ホテルルートイン御殿場駅南   |
| 路外駐車場      | ㉜   | 御殿場市営駅南駐車場      |
|            | ㉝   | 二葉駐車場           |

※ P44 図5-2「生活関連施設 分布図」を参照





〈図 5-2：生活関連施設 分布図〉

【凡例】

● 公共・公益施設

● 旅客施設

● 路外駐車場

● 公園

● 保健・医療・福祉施設

● 商業施設

● 宿泊施設

※ 具体的施設名は P 43 生活関連施設一覧を参照

### 5-2-2 生活関連経路

生活関連施設相互のネットワークを確保するため、生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として位置づけます。

経路は将来的な整備予定を勘案し、以下の3段階に分けて位置づけを行います。

#### ①生活関連経路

- ・ 駅から生活関連施設への主要なアクセス道路として位置づけられる路線。
- ・ 市民の意向や現況を踏まえ、優先的にバリアフリー化を図る路線。
- ・ 誰もが安心して移動できる連続的な歩行空間を確保するためにバリアフリー化が必要な路線。
- ・ 主要なアクセス道路は幅員6m以上を基準に選定しているが、主要なアクセス道路から離れた施設へのアクセスや、経路の連続性を確保するために位置づける、幅員6m未満の路線。

#### ②生活関連経路推進路線

- ・ 未整備路線であるが、今後の整備により地区内のバリアフリーネットワークの形成に寄与する路線。
- ・ 整備に伴い生活関連経路として位置づける路線。

#### ③準生活関連経路

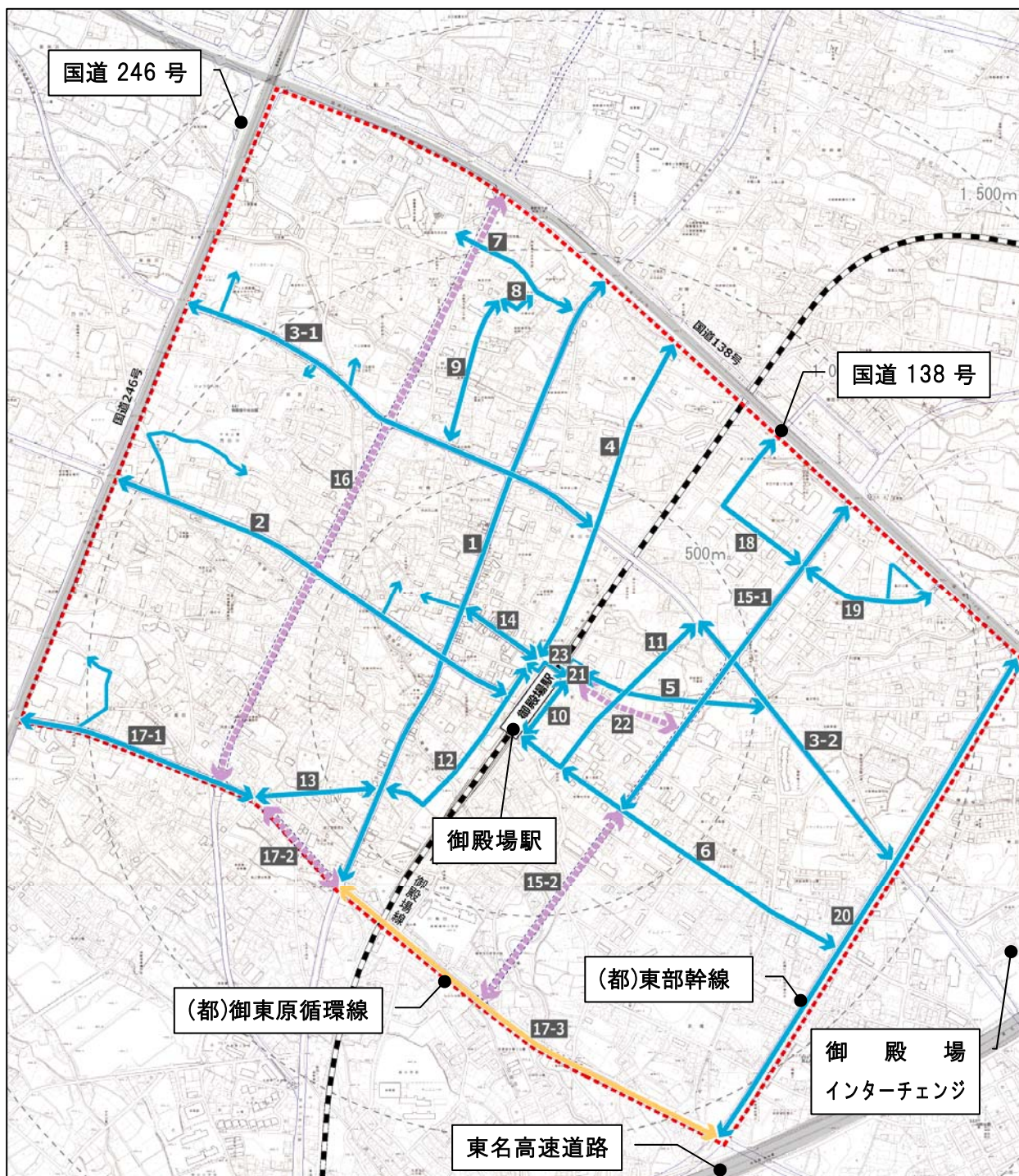
- ・ 今後、「生活関連経路推進路線」の整備に合わせて、連続的な歩行空間を確保するためにバリアフリー化が必要となる路線。

【生活関連経路一覧】

| 区分     | 路線等の名称 |               | 防災上の位置づけ |
|--------|--------|---------------|----------|
| 県道     | 1      | 県道沼津小山線       | 第2次緊急輸送路 |
|        | 2      | 県道御殿場停車場線     | 避難路      |
|        | 3      | 県道御殿場箱根線      | 避難路      |
| 市道     | 4      | 市道 0216 号線    | —        |
|        | 5      | 市道 0217 号線    | 避難路      |
|        | 6      | 市道 0218 号線    | —        |
|        | 7      | 市道 1453 号線    | 避難路      |
|        | 8      | 市道 1454 号線    | —        |
|        | 9      | 市道 1456 号線    | 避難路      |
|        | 10     | 市道 1524 号線    | —        |
|        | 11     | 市道 1649 号線    | 避難路      |
|        | 12     | 市道 4242 号線    | —        |
|        | 13     | 市道 4518 号線    | —        |
| 都市計画道路 | 14     | (都)御殿場駅前通り線   | 避難路      |
|        | 15     | (都)新橋深沢線      | 避難路      |
|        | 16     | (都)永原高根線      | —        |
|        | 17     | (都)御東原循環線     | 第2次緊急輸送路 |
|        | 18     | (都)東田中鮎沢 1 号線 | 避難路      |
|        | 19     | (都)東田中鮎沢 2 号線 | —        |
|        | 20     | (都)東部幹線       | 避難路      |
| 構想路線   | 21     | (仮)箱根乙女口広場    | —        |
|        | 22     | (仮)箱根乙女口線     | —        |
| その他    | 23     | 御殿場駅東西自由通路    | —        |

※ P47 図5-3「生活関連経路 位置図」を参照





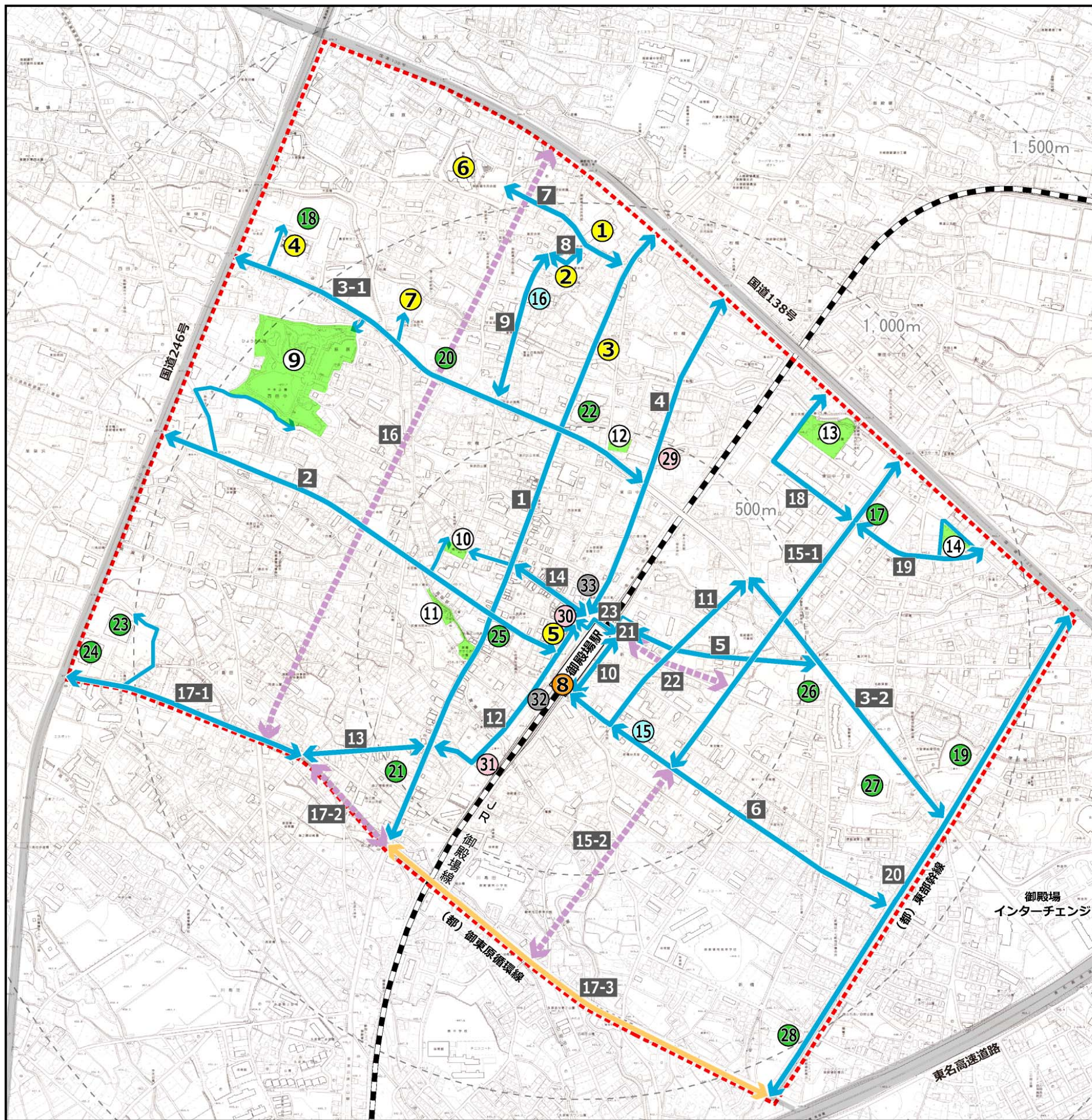
〈図5-3：生活関連経路 位置図〉

【凡例】

-  生活関連経路
-  生活関連経路推進路線
-  準生活関連経路

※ 具体的路線名はP46 生活関連経路一覧を参照





| 凡 例                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【重点整備地区】<br>高齢者・障がい者等が利用する施設が集積する地区                                                                                                                                     | .....                                                                                                                                                                           |
| 【生活関連経路】<br>生活関連施設間を結ぶ主要な経路                                                                                                                                             | ↔                                                                                                                                                                               |
| 【生活関連経路推進路線】<br>将来的に生活関連経路となる構想道路                                                                                                                                       | ↔--↔                                                                                                                                                                            |
| 【準生活関連経路】<br>今後、「生活関連経路推進路線」の整備に合わせて、<br>連続的な歩行空間を確保するための路線                                                                                                             | ↔                                                                                                                                                                               |
| 1 県道沼津小山線<br>2 県道御殿場停車場線<br>3 県道御殿場箱根線<br>4 市道0216号線<br>5 市道0217号線<br>6 市道0218号線<br>7 市道1453号線<br>8 市道1454号線<br>9 市道1456号線<br>10 市道1524号線<br>11 市道1649号線<br>12 市道4242号線 | 13 市道4518号線<br>14 (都)御殿場駅前通り線<br>15 (都)新橋深沢線<br>16 (都)永原高根線<br>17 (都)御東原循環線<br>18 (都)東田中鮎沢1号線<br>19 (都)東田中鮎沢2号線<br>20 (都)東部幹線<br>21 (仮)箱根乙女口広場<br>22 (仮)箱根乙女口線<br>23 御殿場駅東西自由通路 |
| 【生活関連施設】<br>高齢者・障がい者等を含む不特定多数が利用する施設                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                 |
| ● 公共・公益施設<br>1. 御殿場市役所<br>2. 御殿場地域振興センター<br>3. 御殿場郵便局<br>4. 御殿場農協本店<br>5. BE-ONEビル<br>6. 御殿場市民会館<br>7. 御殿場市立図書館                                                         | ● 商業施設<br>17. マックスバリュ<br>18. カインズホーム<br>19. キミサワ<br>20. オギノ<br>21. エピ・スクエア<br>22. サンサンプラザ<br>23. エディオン<br>24. フードストアあおき<br>25. ヌマヤ<br>26. ケーヨーデイツー<br>27. ジャンボエンチョー<br>28. ノジマ  |
| ● 旅客施設<br>8. 御殿場駅                                                                                                                                                       | ● 宿泊施設<br>29. ホテルセレクトイン富士山御殿場<br>30. ホテル御殿場館21<br>31. ホテルルートイン御殿場駅南                                                                                                             |
| ○ 公園<br>9. 中央公園<br>10. 新橋公園<br>11. 新橋せせらぎ公園<br>12. 馬車道公園<br>13. 東田中富士見公園<br>14. 鮎沢公園                                                                                    | ● 路外駐車場<br>32. 御殿場市営駅南駐車場<br>33. 二葉駐車場                                                                                                                                          |
| ● 保健・医療・福祉施設<br>15. 富士病院<br>16. ベストライフ御殿場                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                 |

〈図5-4：重点整備地区および生活関連施設・経路図〉